



法人おおた

一般社団法人 太田法人会
 常陸太田市中城町3210
 常陸太田市商工会館別館
 TEL 0294-73-0267
 FAX 0294-73-0679
 発行人 小祝 亨
 編集 小祝 博
 印刷所 大富印刷株式会社

2022年1月 <第74号>

法人会
消費税期限内納付
 推進運動



主な内容

表紙	1
新年の挨拶 会長・太田税務署長	2
県税事務所長・税理士会支部長	3
納税表彰式・税務委員会活動	4
青年部会・女性部会活動	5
第11回税に関する絵はがきコンクール	6
太田税務署からのお知らせ	7~9
県税事務所からのお知らせ	10
地区会だより・太田税務署長講演会・ 年末調整説明会	11
新会員紹介・インターネットセミナー・ 消費税納付広告	12
読み物	13
税理士会名簿	14
役員職員謹賀新年・福利厚生事業広告	15
福利厚生事業広告	16

生まれ変わる年に

去る令和三年七月、東海村に「歴史と未来の交流館」が開館しました。この施設は、博物館と青少年センターの機能が兼ね備えられており、村の歴史や文化を体験や遊びを通して学ぶことができます。

その施設で、東海村商工会青年部主催のイルミネーションが開催されています。(二月十九日まで)。平成二十七年から毎年開催されており、今回で六回目を迎えました。

前回はコロナでやむなく断念。今回はコロナで沈んだ気持ちを少しでも癒せるようにと開催に踏み切り、足を運ぶ人々の心を暖めています。

今年の干支は壬寅みずのえとら。厳しい冬を越えて芽吹き始め、華々しく生まれ変わると言われる年。コロナ禍を乗り越えた先に、生まれ変わった明るい日常が過ぎることを祈ります。

(写真提供…東海地区会)

新年のごあいさつ



一般社団法人 太田法人会

会長 小祝 亨

新年あけましておめでとうございませう。

会員の皆様には、益々ご健勝にて新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。また、日頃より法人会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルスが蔓延する中、東京オリ



太田税務署

署 長 竹野 健一

令和四年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人太田法人会の皆様方には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

小祝会長をはじめ会員の皆様

ピック・パラリンピックが無観客で行われ、過去最大の金メダルを獲得するなど、明るい話題もありました。また、昨年末のわが国では感染症の第五波が驚異的な速さで収束し、明るい兆しが見え始めて参りましたが、新たな変異株が発生するなど、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

我が国の経済状況は、ワクチン接種などにより急速に感染者数が減少し、消費や国内旅行などの需要が持ち直し、上向き傾向にはありますが、世界的なパンデミックは収まらず、世界経済は回復した状況ではありません。

また、地方の中小企業は原材料の高騰と慢性的な人出不足を抱え、大企業との生産性の格差は広がる一方です。このような多くの課題を解決するために、大規模な規制緩和等を行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じることが急務であると考えます。

方には、平素から税務行政の円滑な運営に對しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。太田法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」、「よき経営者を目指すものの団体」として、正しい税知識の普及と

このような状況の中、法人会には、新型コロナウイルス感染症対策に十分に配慮しながら、税務協力団体として様々な事業を積極的に実施しております。将来を担う学童に対する租税教育活動として青年部会による小中学校の租税教室や女性部会による税に関する絵はがきコンクール、さらに地域に密着した社会貢献事業として、四地区において献血運動等を行なっております。

また、「税のオピニオンリーダー」である法人会は、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、今年度も「令和四年度税制改正に関する提言書」を梶山代議士や管内市町村長に提出し、①新型コロナウイルスへの対応②中小企業の活性化

員の皆様のご苦勞は計り知れないものと拝察しております。当署といたしましては、納税者の状況や心情に十分配慮しつつ、適正公平な課税の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、年が明けて令和三年分所得税等の確定申告期を迎えました。令和三年分確定申告におきましては、納税者サービスの向上、更には新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び確定申告会場の混雑緩和を図る観点か

化に資する税制措置③事業承継税制の拡充④消費税の対応について、などを提言いたしました。以上私共法人会役員は、引き続き本会の基本指針に則り、より一層の活動の充実を図り、納税者の意識高揚の向上とよりよき経営者として健全な発展を目指し、鋭意努力して参る所存であります。

結びに、今年度はトラ年です。トラは昔から「決断力と才知」の象徴とされ、縁起物として親しまれてきたそうですので、トラのような決断力と才知を身に着け、法人会運営に邁進して参りますので、会員の皆様方のより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。皆様方のご健勝と企業のご発展をお祈り申し上げます。

ら、自宅からのマイナンバーカード方式によるe-Tax・スマホ申告を推進していくこととしており、この取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、令和三年十月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録申請につきまして、早期の登録申請にご協力をお願いいたします。

また、令和三年十月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録申請につきまして、早期の登録申請にご協力をお願いいたします。

また、令和三年十月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録申請につきまして、早期の登録申請にご協力をお願いいたします。

また、令和三年十月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録申請につきまして、早期の登録申請にご協力をお願いいたします。

よき理解者として、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



所 長 中 田 考 宣

茨城県常陸太田県税事務所

新年あけましておめでとうございませう。

一般社団法人太田法人会の皆様には、すがすがしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

小祝会長をはじめ会員の皆様におかれましては、租税教育や税の啓発活動に日頃から積極的に取り組んでおられますこと

お願い申し上げます。結びに、一般社団法人太田法人会の益々のご発展と役員及び会員企業のご繁栄と皆様方のご

染が拡大するなど依然として予断を許さない状況が続いております。

引き続き、県民の皆様への健康、そして暮らしを守ること

期しながら、コロナ禍で落ち込んだ県内経済の早期回復に向け、先手先手で取り組むこととしております。

さて現在、県では今後四年間の県政運営の新たな基本方針となる県総合計画の策定を進めて

健勝を心から祈念いたしました。また、年頭の挨拶とさせていただきます。

引き出してきたこれまでの改革路線のもと、「新しい茨城」づくりに向け、「新しい豊かさ」「新しい安心安全」「新しい人財育成」「新しい夢・希望」の四つのチャレンジを常に進化させながら加速してまいります。

また、将来を見据え、カーボンニュートラルへの対応やフードロス対策、DXの推進などの中長期的な課題にも、積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。

これらの施策を着実に実現するための財源となる県税収入を確保するため、本年も引き続き

きます。

適正・公平な課税を行うことはもとより、厳正・的確な徴収に努めてまいります。

結びに、本年が太田法人会様、あわせて会員の皆様の実り多き素晴らしい一年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

ただきませう。



支 部 長 飛 田 一 美

関東信越税理士会太田支部

新年あけましておめでとうございませう。

一般社団法人太田法人会の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

小祝会長をはじめ会員の皆様には、日頃より関東信越税理士会太田支部に対しまして格別の

ご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

コロナ渦の中で迎えた昨年の東京オリンピック・パラリンピックは、日本選手のメダルラッシュに沸いたものの、新型コロナウイルスの第5波とも重な

り経済効果は限定的であったように思います。

また、経済も回復基調にあるといわれておりますが、地方においてはなかなか実感の湧かないところではあります。

その新型コロナウイルスも十一月からは落ち着いてきた状況にありますが、オミクロン株の拡大も懸念されており、まだまだ予断の許せない状況にあります。

このような中で、税理士会では各種給付金申請や資金繰りのサポートなどを通じて中小企業への支援を行ってまいります。

本年も、引き続き適切なサポートに努めてまいります。

で、お気軽にご相談ください。さて、令和五年十月一日より開始されるインボイス制度については、昨年の十月一日より適格請求書の発行事業者登録の受付が始まりました。

発行事業者の登録の適否については、事業内容や課税売上によつて適切に判断する必要があります。

また、本年一月からは、改正電子帳簿保存法が施行されます。

電子による取引を行っている者については、その内容を電子で保存する義務が課されます。特に、電子取引を行った場

合には紙ベースの保存ではなく、データでの保存が義務付けられることとなるなど、国のデジタル化の推進は強力に進められており、その準備も的確に進めていかなければなりません。

我々税理士としても、一層の研鑽に努めて皆様方のニーズに的確に対応してまいります。

結びに、一般社団法人太田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご繁栄をお祈り申し上げます。

ただきませう。

納税表彰式 受賞おめでとうございます

令和三年度納税表彰につきましては、本年度もコロナ禍の影響で表彰式は開催されませんでした。が、国税長官表彰及び太田税務署長表彰のみ、令和三年十一月十八日に贈呈式が行われました。受賞者は次の方々です。
(順不同・敬称略)



◆ 太田税務署長表彰

佐川 正夫 (ひたちなか地区会)

(一社) 太田法人会副会長

◆ 一般社団法人太田法人会会長表彰

野内 忠勝 (太田地区会) (一社) 太田法人会常任理事

藤田 謙二 (太田地区会) (一社) 太田法人会太田地区会理事

川崎 信久 (ひたちなか地区会)

(一社) 太田法人会ひたちなか地区会理事

安藤 豊美 (ひたちなか地区会)

(一社) 太田法人会ひたちなか地区会理事

瀧 文雄 (大宮地区会) (一社) 太田法人会大宮地区会理事

木村 政久 (大子地区会) (一社) 太田法人会常任理事

◆ 一般社団法人太田法人会会長感謝状

野木 滋 (ひたちなか地区会)

(一社) 太田法人会監事

乾 守男 (ひたちなか地区会)

(一社) 太田法人会ひたちなか地区会理事

内藤 直人 (東海地区会) (一社) 太田法人会常任理事

小室 幸嗣 (大子地区会) (一社) 太田法人会大子地区会理事

税制委員会

税制委員会では、毎年税制に関するアンケート調査を実施し、意見を集約して全国法人会総連合に提出しています。当会では、今回令和四年度税制改正に関する提言書を、梶山弘志大臣及び管内市町村等に提出しました。

(提言書の提出先)

・ 梶山弘志衆議院議員

・ 常陸太田市市長

・ 常陸太田市議会議長

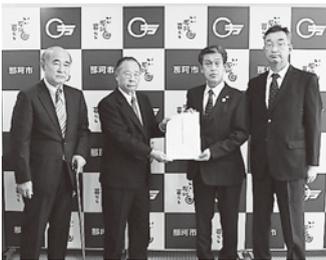
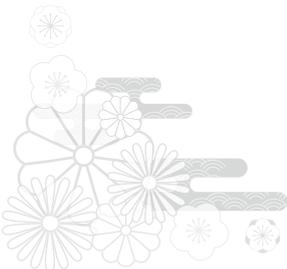
・ ひたちなか市長

・ 那珂市長

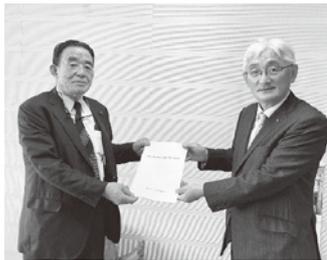
・ 常陸大宮市長

・ 東海村長

・ 大子町長



〈那珂市〉
(左から) 大野那珂地区会副会長・高野那珂地区会会長・先崎市長・鶴田地区会副会長 R3.11.8



〈常陸太田市〉
(左から) 川又市議会議長・小祝会長 R3.11.15



〈常陸太田市〉
(左から) 宮田市長・小祝会長 R3.11.15



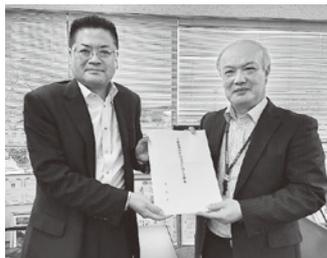
〈梶山事務所〉
(左から) 君嶋秘書・小祝会長 R3.11.15



〈大子町〉
(左から) 高梨町長・田中大子地区会長・栗田地区会副会長・木村地区会副会長 R3.11.17



〈東海村〉
(左から) 岡本東海村商工会事務局長・飯村産業部長 R3.11.11



〈常陸大宮市〉
(左から) 森事務局員・河西産業観光部長 R3.10.21



〈ひたちなか市〉
(左) 大和税務事務所長 (右奥から) 小室ひたちなか地区会長・佐川副会長 R3.11.17

青年部会活動

日本銀行本店など視察研修

青年部会（石川浩嗣部会長）では、昨年十二月七日、バス一台で日本銀行本店と日本オリンピックミュージアムを九名の参加にて視察しました。日本銀行は我が国唯一の中央銀行で、銀行券を発行すると共に、通貨及び金融の調整を行うこと、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的としており、「銀行の銀行」と呼ばれております。

日本オリンピックミュージアムは、「みんなのオリンピックミュージアム」をコンセプトに、JOCとアスリート、来館者と共に創り上げる「日本のオリンピックミュージアム」の発信拠点として位置づけられている施設で、展示や映像を通じて、オリンピックの歴史や意義を知り、オリンピックとは何かを来館者自ら考え、体験し、学ぶことができます。



五輪のモニュメント前での記念撮影

今回は、日本の金融制度の成り立ちやその重要性を理解すると共に、今年度は北京で冬季オリンピックが開催されますが、あらためてオリンピックの意義とは何かを考えさせられる視察研修でした。

租税教室を実施

青年部会では、毎年太田税務署の支援を受けて、租税の意義、役割、機能、仕組み等、租税について正しい知識を持つことを目的として、管内の小・中学生を対象とした租税教室を実施しております。

本年度は実施校が小学校四校、中学校二校と昨年より二校増え、毎年講師をお願いしている白土理事の熱心なご協力に、生徒たちも熱心に聞き入っていました。



三反田小学校で講義する白土理事と受講する生徒たち

女性部会活動

クリスマスリース講習会を開催

女性部会（西野眞理子部会長）では、十二月一日（水）に「クリスマスリースを作ろう」と題し「JOSEPHARTリエねむの木」の白田美穂先生をお迎えして講習会を実施致しました。

参加された十七名は個性を生かし、笑顔で思い思いのクリスマスリースを作成されました。参加された方々からは「とっても楽しかった」と満面の笑みで感想をいただきました。



白田先生（中央）を中心に参加者の記念写真

第十一回絵はがきコンクールを実施

女性部会（西野眞理子部会長）では、本年度も絵はがきコンクールを実施し、一、二八二名の応募作品の中から、十名の作品が受賞されました。

（受賞作品は6ページに掲載）審査委員長の沼田久雪先生を中心に慎重に審査した結果、那珂市立五台小

学校五年の峯島さんと、東海村立白方小学校五年の郡司さんが、見事法人会長賞に選出されました。

なお、受賞作品は、昨年十一月九日（十八日まで）常陸太田市と常陸大宮市の道の駅で展示し、その後は太田税務署と常陸太田市商工会館に展示しております。

また、昨年十一月九日と十二日には、受賞した生徒さん達に賞状と記念品をお届けし、大変喜ばれました。

女性部会では、将来を担う小学生に、税金の理解と関心を深めていただくように、この事業を続けて参ります。



（左から）賞状を手渡しする西野部会長と受賞者の五台小学校の峯島さん



賞状を貰ってうれしそうなお受賞者（佐竹小学校）左から、竹野太田税務署長、小林さん、瀬尾校長先生

法人会長賞



那珂市立五台小学校
5年1組 峯島 凜花 さん



東海村立白方小学校
5年2組 郡司 貴琉 さん

第11回 税に関する絵はがき コンクール開催 (令和3年度)

主催：一般社団法人 太田法人会 女性部会

応募者数1,282人の中から10作品が受賞されました。

学校賞は、東海村立白方小学校・常陸大宮市立大宮小学校が受賞されました。

女性部会長賞



常陸大宮市立大宮小学校
6年2組 相沢 琉凧 さん



常陸太田市立太田小学校
6年1組 小田部 まなみ さん

太田税務署長賞



常陸太田市立佐竹小学校
6年1組 小林 真子 さん



常陸太田市立世矢小学校
5年1組 瀬谷 心美 さん

税務連絡協議会長賞



東海村立白方小学校
5年3組 鴨川 侑奈 さん



東海村立白方小学校
6年1組 伊藤 ひかり さん

租税推進協議会長賞



常陸大宮市立大宮西小学校
6年1組 松本 優夏 さん



ひたちなか市立長堀小学校
6年1組 石野 結那 さん

【確定申告のお知らせ】

◇ 確定申告には、ご自宅からスマホ・パソコンでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホ又はICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関するお問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご利用ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎ 0570-01-5901)

【受付】月曜～金曜（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます）

◇ **所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。**

会 場 太田税務署 別館2階 会議室

期 間 令和4年2月16日（水）から3月15日（火）まで

土、日及び祝日を除きます。

ただし、2月20日（日）と2月27日（日）に限り、水戸税務署及び日立税務署と合同で、中央ビル4階（水戸市泉町2-3-2）において確定申告書用紙の配付、申告相談及び確定申告書の收受を行います。

なお、この2日間は太田税務署での業務は行っておりません。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日（火）以前（1月中含む）でも受け付けております。

時 間 相談受付：午前8時30分から午後4時まで

相談開始：午前9時から

確定申告会場の入場には、当日配付又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※ スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※ 確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※ 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※ 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



国税庁LINE公式アカウント

ネットでe-Tax

かんたん・便利♪

スマートフォンから！

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方 Androidの方



Safari



Google Chrome

確定申告



確定申告書等作成コーナー
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

1 申告準備 → 2 → 3 → 4 → 5 → 6

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年は令和3年分ですか。

はい いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。詳細は以下のリンクからご確認ください。

> [マイナポータルの利用について](#)

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

書面

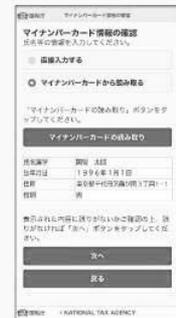
次へ

戻る

マイナンバーカード方式



「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り



住所、氏名等の情報が表示されます

ID・パスワード方式



ID・PW
が目印

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方



e-TaxのID (利用者識別番号) とパスワード (暗証番号) を入力

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

STEP 3 金額などを入力

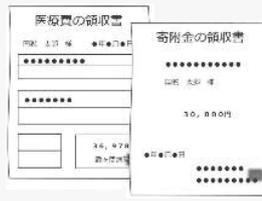
STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



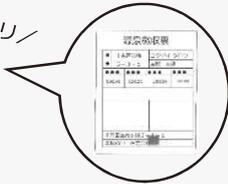
e-Taxで送信

NEW!!

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影

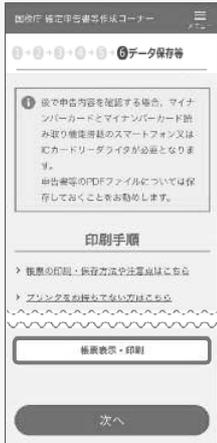


内容を確認



読取内容が自動入力

保存方法

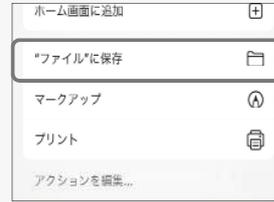


「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「ファイル」に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

保存データの確認方法

iPhoneの方



保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「:」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

地方税ポータルサイトシステム

複数の申告も、ネットなら一括処理!! 茨城県



自宅で、オフィスで
らくらく申告!



茨城県では、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」を利用した、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の電子申告等を受け付けています。ぜひご利用ください。

令和2年4月1日以後開始の事業年度分から、 大法人の eLTAX 使用が義務化されました!

平成30年度税制改正に伴い「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、資本金が1億円超の法人等が行う法人県民税、法人事業税の申告はeLTAXで提出することが義務づけられることとなりました。今後、その他の法人への拡大も検討されています。

令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働しました!

eLTAXと連携し、すべての地方公共団体へ、インターネットバンキングやダイレクト納付により、一度の操作で電子的に納税が可能になりました。



とは?

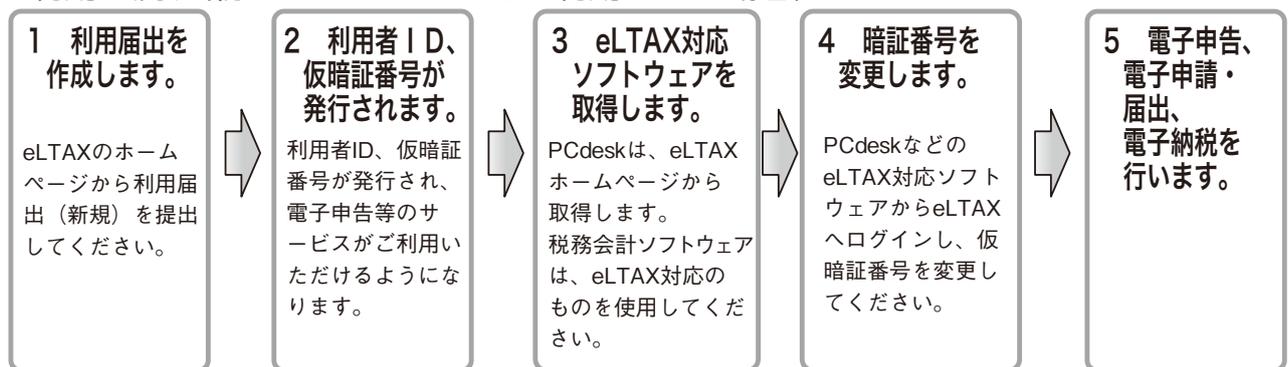
地方公共団体で運営する「地方税共同機構」が運営する地方税の総合窓口システムで、利用料は無料です。

- ◎自宅やオフィスから簡単に申告できます。
- ◎複数の地方公共団体への申告も一括で処理できます。
- ◎eLTAX用ソフト「PCdesk」が無料で使用できます。

利用できる手続き（茨城県の場合）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（国税）の申告・納税と、法人の設立等に係る申告を行うことができます。

ご利用の流れ(初めて e L T A X をご利用になる場合)



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp>

電話(ヘルプデスク)での
お問い合わせは **0570-081459**

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

地方税共同機構

法人の申告書記載などでご不明な点は、以下の県税事務所に電話でお問い合わせください。

水戸県税事務所 課税第一課
029-221-4800

常陸太田県税事務所 課税第一課
0294-80-3311

常陸太田県税事務所高萩支所
0293-22-2019

行方県税事務所 課税第一課
0299-72-0483

土浦県税事務所 課税第一課
029-822-7212

土浦県税事務所稲敷支所
029-892-6111

筑西県税事務所課税第一課
0296-24-9192

筑西県税事務所境支所
0280-87-1120

地区会だより

ひたちなか地区会

冬の到来を身近に感じる季節となった令和三年十一月二十五日(木)、勝田ゴルフ倶楽部にて、ひたちなか地区会親善ゴルフ大会を開催しました。

当日は佐川副会長をはじめ十九名が五組に分かれてプレーし、爽やかな汗を流してリフレッシュしました。

プレー後は、万全な感染対策のもと表彰式を行い、有意義な情報交換と会員相互の親睦を深めることができました。

(ひたちなか地区会…担当 中谷)



恒例の地区会親善ゴルフ大会の参加メンバー

太田地区会

太田地区会(小祝亭会長)では、九月八日常陸太田市商工会と共催で、令和五年十月から導入される、適格請求書等保存方式(インボイス)制度の事前準備・対策講座をオンラインで開催しました。

十四名の会員が参加され、消費税制度の仕組みや、今までの手続きのの違い、事前登録方法、免税事業者との取引で気を付けるべきポイントなどを学びました。

(太田地区会…担当 菊池)



講習会受講の様子

大子地区会

大子地区会では、令和三年十一月

十七日に田中弘会長と木村、栗田両副会長と大子町役場を訪問し高梨哲彦町長へ令和四年度税制改正に関する提言書を手渡し、様々な税に関する意見の交換を行いました。席上では税に関する様々な意見交換を行い、高梨町長よりも税制改正に前向きな意見を頂くことができました。

(大子地区会…担当 茅根)

太田税務署長講演会を開催

太田税務署管内の法人会・間税会・青色申告会・税理士会等七団体で構成する税務連絡協議会(伊村智安会長)では、「税を考える週間」に関連して、太田税務署長の講演会を令和三年十一月十九日に、常陸太田市商工会館にて開催いたしました。テーマは「税に関すること」税をもっと知ってもらおう」と題し、税の歴史と変遷や財政の



出席者約40名の前で熱心に講演する竹野健一太田税務署長



高梨町長との税制に関する意見交換会

状況、税務署の仕事や税務行政の推進などについて、大変わかりやすく講演していただきました。

年末調整説明会及びインボイス制度研修会を開催

太田法人会(小祝亭会長)では、太田間税会、常陸太田市商工会と共催して、年末調整説明会とインボイス制度研修会を、令和三年十一月二十五日に常陸太田市商工会館にて開催いたしました。講師は太田税務署法人課税第一部門の小山内国税調査官と青名畑総括上席国税調査官にお願いし、高野潔税制委員長の挨拶のあと、DVDを中心に講演していただきました。内容は大変ボリュームがあり、約二時間の研修時間では短く感じました。

— 新会員ご紹介 —

新規加入会員をご紹介します。令和3年8月1日～令和3年12月31日

法人名	代表者名	業種	所在地	電話
那珂地区会				
那珂金属(株)	安藤 しん	金属製品卸売業	那珂市豊喰290-10	029-212-6036
大子地区会				
(株)メディクリン	栗山美紀子	小売業(調剤薬局)	久慈郡大子町大子820-8	0295-76-8826

無料インターネットセミナーのご活用を!!

(一社)太田法人会のホームページ (<https://ohta-houjinkai.com/>) からインターネットセミナーが、会員は無料で受講できます。会社の研修会等で活用下さい。

- ①ホームページにアクセス ☞ ②インターネットセミナーのバナーをクリック ☞ ③画面右上のログインをクリック ☞ ④ログインID hj0603 パスワード 0267 を入力 ☞ ⑤お好みのセミナーを選んでご聴講下さい。

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

- ★消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。
- ★期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※2)に応じて中間申告・納付が必要となります。



消費税には申告・納付期限^(※3)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

期限内納付が難しい場合は、
所轄の税務署(徴収担当)へ
ご相談ください。^(※4)

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※2)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

いよいよよスタート！ インボイス制度・準備編

経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答

税理士 小池 正史



リサ 令和五年十月一日から消費税の制度が大きく変わるので準備が必
要だと聞いたのですが、
どのように変わるので
すか。



サキ先生 さすがはリサさん、税制に関する情報に常にアンテナを張っていますね。これまでの消費税改正は主に税率の改正
は「インボイス制度」と
いって、売手が買手に対
して「インボイス（適格
請求書）」を作成及び発
行して正確な適用税率や
消費税額等を伝え、買手
はそれらを保存すること
を義務化するものです。
リサ それは、具体的に
どのような制度なので
すか。



サキ先生 「インボイス制度」とは、売手が「インボイス」という記載事項の定められた請求書、

納品及び領収書を作成し、買手がそれらを保存しないと消費税の仕入税額控除が認められないというものです。その内容をしっかりと把握して

い
ない
きな影響が出てくるので少し勉強しましょう。
リサ そうですね、消費税の仕入税額控除が認められなければ、税金の負担もかなり大きいものになってしまいうので、先生しつかり教えてください。



サキ先生 令和元年十月一日に軽減税率が導入されたことにより、消費税の申告を行う上で売上や仕入に対応する消費税率を正確に計上するため、請求書、レシート及び領収書等の金額を消費税率が10%の部分と8%の部分に区分して記載する「区分記載請求書」の



作成及び保存が必要となったことは記憶に新しいかと思いますが。今回はそれに代えて、令和五年十月一日以降は、「適格請求書発行事業者」に登録した事業者だけが発行できる「インボイス」を作成及び保存することが必要となりました。



リサ 「区分記載請求書」と今回の「インボイス」では記載内容などがどのように違ってくるのですか。



サキ先生 まず、「区分記載請求書」は発行先の氏名又は名称、取引年月日、金額などの取引内容と取引金額のうち税率が10%の取引と8%の取引を明確に区分し記載していれば仕入税額控除の証拠書類となりました。ところが、「インボイス」には、区分記載された現在の請求書に①登録番

号、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等の三つの記載事項を追加しなければなりません。また、売手は買手から求められた時には、「インボイス」を必ず交付し、写しを保存しなければならなりません。

リサ ところで、「インボイス制度」で事前に準備しなければいけないことは何ですか。



サキ先生 先ほどの請求書等の記載事項の追加に「①登録番号」とありますが、これがないと「インボイス」の発行ができないので、令和三年十月一日から令和五年三月三十一日までに「適格請求書発行事業者」の登録申請をして「登録番号」を取得しておく必要があります。登録申請はe-Taxソフトでもできる



ので、忘れずに行ってください。ただし、すべての「適格請求書発行事業者」は消費税の課税事業者となり、基準期間の課税売上額が1,000万円以下になっても免税事業者にならないのでご注意ください。免税事業者の方は、今後消費税の申告が必要になるので、事前に税務署や税理士によく相談して「適格請求書発行事業者」に登録するか検討するといいですね。

【筆者紹介】

小池 正史

1964年生まれ。東京国税局事務管理課、同法人課税課、統括国税実査官、酒類指導官勤務などを経て、横浜市中区で税理士登録。多業種にわたる企業の財務状況を見てきた経験を生かし、中小企業を中心に決算分析から経営の効率化、税務調査対策等のコンサルティングを行う。

税務相談と申告は正規の税理士へ

- ◎ 税理士資格のない者が税理士業務を行うことは、法律により禁止されていますので、税務相談や申告書の作成を依頼する場合には、正規に登録されている税理士をご利用ください。
- ◎ 最近、「にせ税理士」による納税者の被害が発生しています。
税務署と税理士会では「にせ税理士」をなくすよう努めていますので、ご協力をお願いします。

相続税法の改正により基礎控除額の引き下げ等が行われました。
相続税に関するご相談や申告書の作成につきましては、税理士をご利用ください。

なお、太田税務署管内の税理士会（関東信越税理士会太田支部）所属の税理士は、次のとおりです。

【関東信越税理士会太田支部会員名簿】

(市町村別五十音順)

令和4年1月1日現在

氏名	登録番号	郵便番号	事務所所在地	電話
阿部博明	131847	313-0055	常陸太田市西二町2190	0294-87-6931
飯塚川下	50601	313-0063	常陸太田市内堀町2968番地8	0294-73-0386
石岩耕作	86905	313-0049	常陸太田市天神林町870-291	0294-73-1045
大川下	52762	313-0013	常陸太田市山下町3872番地1	0294-72-6655
金川幸匡	100131	313-0014	常陸太田市木崎二町866 税理士法人 神田計理Second CFO所属	0294-72-0510
沢崎洋崇	116319	313-0037	常陸太田市内田町2702	0294-74-1690
小川一	136980	313-0016	常陸太田市金井町2886番3 町田ビルS-2 和田伸一税理士事務所所属	0294-87-7788
小澤林等	68824	313-0006	常陸太田市宮本町415-1	0294-72-5115
小澤治仁	88783	313-0049	常陸太田市天神林町2273	0294-80-2200
舘飛田	94984	313-0016	常陸太田市金井町3778	0294-59-3045
和伸一	97860	313-0041	常陸太田市稲木町938	0294-72-3811
	130501	313-0112	常陸太田市岩手町546	0294-76-3166
	109417	313-0016	常陸太田市金井町2886番3 町田ビルS-2	0294-87-7788
大曾内好勉	67531	319-2252	常陸大宮市東富町634-4	0295-53-6183
大曾内好瑞	77415	319-2215	常陸大宮市北町49	0295-52-2030
大河西秀男	133271	319-2145	常陸大宮市宇留野426	0295-58-7860
小川清明	92996	319-2255	常陸大宮市野中町3061-18	0295-53-5853
小森秀夫	39911	319-2145	常陸大宮市宇留野388-5	0295-53-4378
	112013	319-2223	常陸大宮市三美2293-14	0295-53-6466
浅川賢治	129934	312-0033	ひたちなか市市毛1253-3 KMビル3F 鈴木恒夫税理士事務所所属	029-275-4333
岩間英雄	85048	312-0054	ひたちなか市はしかべ2-1-10 ロイヤルオフィスビル2F-A・B	029-270-1221
植木山内	144067	312-0007	ひたちなか市小貫山2-2-5	029-229-2468
大内川	106055	312-0062	ひたちなか市高場3-20-27	029-297-2717
大関一雅	146892	312-0062	ひたちなか市外野2丁目13-6 皆藤ビル2階B号室	029-212-5792
大上関由弘	78582	312-0018	ひたちなか市笹野町1-3-20 小野瀬・木下税理士法人ひたちなか支店所属	029-273-3511
大上森龍正	142138	313-0062	ひたちなか市大字高場1427番地5	029-212-4081
大上金田	119033	312-0011	ひたちなか市中根3600-473	029-352-9001
大上志	40623	312-0016	ひたちなか市松戸町3-3-20	029-274-1792
木下和光	119005	312-0033	ひたちなか市市毛451-1	029-219-4797
木村典史	51246	312-0018	ひたちなか市笹野町1-3-20 小野瀬・木下税理士法人ひたちなか支店所属	029-273-3511
木来光正	92997	312-0062	ひたちなか市高場1-15-7 シナビル201号	029-285-0721
佐藤嘉明	46780	312-0056	ひたちなか市青葉町19-23	029-274-3221
鈴木恒夫	90800	312-0033	ひたちなか市市毛943-1 和地ビル3F-B号室	029-354-8422
飛田恒夫	78587	312-0003	ひたちなか市足崎1458-483	029-273-9211
飛田京子	48956	312-0033	ひたちなか市市毛1253-3 KMビル3F	029-275-4333
西野光幸	55841	312-0056	ひたちなか市青葉町19-3-1	029-272-3129
根本光幸	80926	311-1243	ひたちなか市北神敷台5-9	029-262-5302
根本幸	108777	311-1204	ひたちなか市平磯遠原町25-3	029-263-7511
根本英	83227	312-0018	ひたちなか市笹野町1-9-25 東和アーバンスポットビル2F	029-270-2588
野村別谷	120919	312-0045	ひたちなか市勝田中央14-8 商工会議所会館3階	029-270-1123
萩前谷嶋	86904	312-0052	ひたちなか市東石川2-14-20 東石川ビル3-3	029-270-0331
安田仁	98508	312-0041	ひたちなか市西大島2-11-6	029-354-0881
安田智弘	86903	312-0018	ひたちなか市笹野町2-13-30	029-271-9900
安田一範	124852	312-0033	ひたちなか市市毛1198-4	029-212-5980
安田二晴	119713	312-0018	ひたちなか市笹野町1-3-20 小野瀬・木下税理士法人ひたちなか支店所属	029-273-3511
米引昭	124843	312-0063	ひたちなか市田彦1412-1	029-272-2366
綿引光	139941	312-0061	ひたちなか市大字稲田359番地4	080-2033-5993
綿引爽	87528	312-0041	ひたちなか市西大島3-13-38 (腰塚住宅)	029-219-6360
海野泰明	139738	311-0133	那珂市鴻巣340番地3	029-298-6778
岡田村	84722	311-0117	那珂市豊喰934	029-295-0875
木村司	116310	311-0105	那珂市菅谷3000-25	029-295-7407
小室正良	45936	311-0105	那珂市菅谷4390-1	029-298-8511
小鈴木	124847	311-0105	那珂市菅谷2364-1 TNB第1ビル302号 税理士法人 サカエ那珂事務所所属	029-229-1580
横須賀	136057	311-0136	那珂市門部2574-6	029-212-3550
渡邊	95412	311-0105	那珂市菅谷6199	029-295-3830
綿引	136063	311-0105	那珂市菅谷1532-4	029-353-0835
綿引光	23112	311-0105	那珂市菅谷661-8	029-298-3663
綿引	115581	311-0105	那珂市菅谷661-8 綿引光男税理士事務所所属	029-298-3663
今神正和	119510	319-1115	那珂郡東海村船場272-3	029-229-2029
神小井	83228	319-1116	那珂郡東海村舟石川4-11-14	029-282-0737
小井英和	97532	319-1111	那珂郡東海村舟石川827番地2	029-219-4323
	141460	319-1111	那珂郡東海村舟石川539番地	029-229-2112
(準会員) 富山 彪	100558	319-2142	(自宅住所) 常陸大宮市上岩瀬365	0295-52-3265

謹賀新年

会長 小祝 亨 (太田)
 副会長 成井 小太郎 (太田)
 理事 小室 博俊 (ひたちなか)
 佐川 正夫 (〃)
 高野 潔 (那珂)
 小林 満 (大宮)
 小野 洋 (東海)
 西野 俊郎 (〃)
 手塚 忠延 (ひたちなか)
 根本 敬久 (〃)
 野内 忠勝 (太田)
 大谷 昌吉 (大子)
 田中 弘 (大子)
 川嶋 広行 (〃)
 藤田 富夫 (〃)
 川崎 通夫 (〃)
 磯崎 孝 (〃)
 奥山 正紀 (〃)
 鶴田 哲男 (那珂)
 石川 佳文 (〃)
 大野 佳進 (〃)
 大久保 良弘 (大宮)
 田澤 佳治 (〃)
 菊池 勝雄 (〃)
 橋本 重郎 (東海)
 内藤 直人 (〃)
 木村 政久 (大子)
 栗田 晋一 (〃)
 多賀野 弘泰 (太田)
 加藤 木克也 (〃)
 井坂 公俊 (〃)
 清水 正建 (ひたちなか)
 菊池 雅人 (〃)
 海野 泰司 (〃)

理事 黒澤 弘昌 (ひたちなか)
 橋本 英明 (〃)
 高田 英史 (〃)
 藤咲 幸司 (那珂)
 萩野 谷生 (大宮)
 小寺 康博 (〃)
 飯田 正仁 (大子)
 鈴木 芳章 (東海)
 橋本 太郎 (〃)
 清宮 伸雅 (大子)
 佐藤 高江 (大子)
 大森 勝之 (〃)
 石井 隆夫 (〃)
 石川 浩嗣 (青年部会)
 西野 眞理子 (女性部会)
 益子 慎哉 (太田)
 野木 滋 (ひたちなか)
 峯島 光一 (那珂)
 西野 一 (太田)

顧問 常陸太田市商工会 菊池 智之
 〃 ひたちなか地区会 中谷 眞理子
 〃 ひたちなか商工会議所本所

事務局担当者
 〃 那珂地区会 成田 哲雄
 〃 大宮地区会 森 雅文
 〃 常陸太田市商工会 佐藤 佳代子
 〃 東海地区会 茅根 眞仁
 〃 東海村商工会 吉井 久江
 〃 大子地区会 泊 和太
 〃 大子町商工会
 〃 (一社) 太田法人会 事務局

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

謹賀新年

1971年に創設された「経営者大型総合保障制度」は、
会員企業のみなさまにご愛顧いただき、創設50周年を迎えました。

大同生命は「経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、みなさまに大きな安心をお届けしてまいります。

本年もよろしくお願ひ申しあげます。

DAIDO 大同生命保険株式会社

水戸支社/茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)
TEL 029-221-2881





法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会のハイパーメディカル
 会社で入る医療補償
 会社で入る医療補償

業務災害総合保険
 疾病入院医療費用保険金・
 疾病入院医療保険金 等セット

法人会のハイパー任意労災
 地震災害のリスクをガード
 政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
 地震・噴火・津波危険補償特約
 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

茨城支店

〒-310-0805

茨城県水戸市中央2-6-29

TEL.029-224-5505 FAX.029-227-1510

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ

会員企業とそのご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに

ご健康とご多幸をお祈り申し上げます

令和四年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 水戸支社

〒310-0026 茨城県水戸市泉町1-2-4 水戸泉町第一生命ビル 3F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)